

ふゆ

# 冬福

ふく



## 定期貯金キャンペーン2024

Fuyufuku Campaign

対象

スーパー定期貯金(3年もの)を  
**新規**で10万円以上お預け入れの方

募集総額

30億円

スーパー定期貯金

【期間3年】

当JAの組合員の方(同一世帯の方を含む)

または

新たに組合員にご加入いただける方  
当JAで年金をお受取り(予約者含む)いただいている方

年 **0.35** % (税引き後0.278%)

JAバンクアプリプラスのログイン後画面を提示いただいた方は

年 **0.40** % (税引き後0.318%)

スーパー定期貯金

【期間3年】

組合員以外の方

年 **0.30** %

(税引き後0.239%)

JAならおトクいっぱい



JAバンクえひめキャラクター  
ばんじゃくん

詳しくは当JA窓口にお問い合わせください。

取扱期間

令和6年 12月2日(月) ▶ 12月30日(月)

■本店営業部 ☎24-3852 ■中曽根支店 ☎24-2213 ■金生支店 ☎58-2168 ■松柏支店 ☎24-4465  
■豊岡支店 ☎25-0121 ■土居中央支店 ☎74-3290 ■川之江中央支店 ☎58-3200

# 商品概要

(令和6年12月2日現在)

	組合員・年金受給者(予約者含む)	組合員以外(一般)
1. 商品名	●スーパー定期貯金(複利型) 「冬福定期貯金2024組合員・年金受給者」	●スーパー定期貯金(複利型) 「冬福定期貯金2024一般」
2. 販売対象	●個人の方で組合員(同一世帯の方を含む) または組合員にご加入いただける方・当JA で年金をお受取りいただいている方	●個人の方
3. 期間	●3年 ●自動継続(元金継続または元利金継続)のお取り扱いとなります。	
4. 預入方法	●一括預入 ※ATMでのお預け入れは対象外となります。	
(1) 預入方法	●一口10万円以上1,000万円未満(新たにお預け入れいただく資金を対象とします)	
(2) 預入金額	●1円単位	
(3) 預入単位	●満期日以後に一括して払い戻します。	
5. 払戻方法	●満期日以後に一括して払い戻します。	
6. 利息	●年0.30%(税引後年0.239%)を約定利率として適用いたします。	
(1) 適用金利	●年0.35%(税引後年0.278%)を約定利率として適用いたします。 ●年0.40%(税引後年0.318%)を約定利率として適用いたします。	
(2) 満期後の取り扱い	●初回満期後は、通常のスーパー定期貯金(3年もの)に自動継続し、自動継続時の約定利率を当該満期日まで適用します。	
(3) 利払頻度	●満期日以後に一括して支払います。	
(4) 計算方法	●付利単位を1円として1年を365日とする日割計算で6ヵ月ごとに複利計算をします。	
(5) 税金	●20.315%(国税15.315%、地方税5%)の分離課税となります。 ※2037年12月31日までの適用となります。	
(6) 金利情報の入手方法	●窓口でお問い合わせください。	
7. 手数料	-	
8. 募集総額	●30億円 ※期間内であっても募集金額に達した場合特別金利の取扱いは終了いたします。	
9. 付加できる特約事項	●総合口座の担保に組み入れできます。 (貸越利率は担保定期貯金の約定利率に年0.5%を上乗せした利率) ●マル優(障がい者等を対象とする「少額貯蓄非課税制度」)のお取扱いができます。 ●通帳レス口座サービス(通帳等の発行に代えてJAバンクアプリにより通帳レス口座利用規定が適用される貯金口座の残高・入出金明細等をご確認いただくサービス)がご利用になれます。	
10. 中途解約時の取扱い	●初回満期日前に解約する場合は、解約時の普通貯金利率により計算した利息とともに払い戻します。	
11. 貯金保険制度(公約制度)	●保護対象 当該貯金は当組合の譲渡性貯金を除く他の貯金等(全額保護される貯金保険法第51条の2に規定する決済用貯金(当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という3条件を満たすもの)を除く)と合わせ、元本1,000万円とその利息が貯金保険により保護されます。	
12. 苦情処理措置および紛争解決措置の内容	●苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情(以下「苦情等」という)につきましては、当組合本支店または金融部(電話:0896-24-3737)にお申し出ください。当組合では規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。 また、JAバンク相談所(電話:03-6837-1359)でも、苦情等を受け付けております。 ●紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。 上記当組合金融部またはJAバンク相談所にお申し出ください。 愛媛弁護士会(電話:089-941-6279)	
13. その他参考となる事項	●令和6年12月2日(月)~12月30日(月) ●取扱期間中であっても諸情勢によりお取り扱いを終了することがあります。	
(1) 取扱期間	●JAうまファミリー倶楽部のポイントは対象外となります。	
(2) その他		

詳しくは窓口にお問い合わせください。

JAうま